

令和6年度
中野区認可保育所の指導検査

保育内容

保育園・幼稚園課
認可・指導検査係



はじめに

保育所保育指針について

【根拠法令】

児童福祉法第39条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある時は、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)第35条

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う。

【保育所保育指針の趣旨】(保育所保育指針「第1章総則」より)

- ・ 保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。
- ・ 各保育所はこの指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能および質の向上に努めなければならない。

保育内容の主な項目

1	保育所保育に関する基本原則	1 6	検便
2	養護・教育に関する基本的事項	1 7	調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検
3	全体的な計画の作成	1 8	食中毒事故対策
4	指導計画の作成	1 9	検食
5	保育日誌の作成	2 0	給食供給者の届出等
6	保育内容等の評価	2 1	調理業務委託
7	保育時間、開所時間及び開所日数	2 2	保健計画
8	保育士の配置	2 3	児童健康診断
9	整備すべき帳簿	2 4	健康状態の把握
1 0	保護者との連携	2 5	虐待等への対応
1 1	食育計画	2 6	疾病等への対応
1 2	食事計画	2 7	感染症への対応
1 3	延長保育の補食等について	2 8	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止
1 4	給食材料の用意、保管	2 9	児童の安全確保
1 5	児童の状況に応じた配慮		



令和6年度の重点項目(保育内容)

※ 保育所保育指針に基づく保育

1 子どもの人権に配慮した保育について

子ども同士・職員から心身に有害な影響のある行為を受けたり、またはその放置はないか？

職員から虐待を受けていると言う苦情も・・・

⇒そのように受けとられない日常の保育が求められている。

2 子どもの命を守る安全対策について

① 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策

② アレルギー児等への対応

③ けが、事故防止の対策

3 児童虐待防止について

① 早期発見、早期対応のための取り組み

② 子どもの安全確保、保護者対応や関係機関との連携



1 子どもの人権に配慮した保育

保育所の社会的責任

保育所は、子どもの人権に十分配慮をするとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

- 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができる。
- 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。



1 子どもの人権に配慮した保育

保育の実施に関して留意すべき事項(保育全般に関わる配慮事項)

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもらわれることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。



1 子どもの人権に配慮した保育

保育所での不適切な保育の防止

保育所は、子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行うために子ども同士・職員から心身に有害な影響のある行為を受けたり、またはその放置はないか？

- ・施設長による職員指導を行う
- ・園内研修の実施

※不適切と考えられる保育の例

- ・子どもの人数確認をするとき、子どもの頭を手でたたくようにして人数を数える。
- ・並ぶときなどに、子どもの自発的行動を待てず子どもの腕を引っ張る。
- ・集団行動をするための言葉がけを聞かない子どもに「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言う。
- ・いつもぎりぎりのお迎えになる子どもに対して、「〇〇ちゃんのお母さん今日も遅いね」と言う。
- ・なかなか泣きやまない男の子に「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉使いの女の子に「女の子だからそんな言葉を使ったらいけない」と注意する。
- ・他児から心身を傷つけられていることを放置する。



重点項目 2－1

2 安全対策

(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策

- ◆照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ◆乳幼児のそばを離れない。
- ◆仰向け寝を徹底する。(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く)
- ◆午睡(睡眠)時チェックをきめ細やかに行い、記録する。
記録は0歳児 5分、1、2歳児 10分間隔が望ましい

【チェック項目】

- ①児童の寝つきや睡眠中の姿勢(毛布等が顔にかかっているかを含む)
- ②顔色(顔面、唇の色等)
- ③呼吸の状態(鼻や口の空気の流れや音の確認、胸の動きの確認)
- ④体温(体に触れて確認)

- ◆保育室(施設)内の禁煙を徹底する。
- ◆厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない。
- ◆保護者とコミュニケーションをとる。
- ◆児童同士が密着しないスペースが確保されている

[関係法令] 「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」



2 安全対策

(2) アレルギー児等への対応

人的エラーを減らす方法

- ◆材料等の置き場、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- ◆食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を明確にする。
- ◆材料を入れる容器、食物アレルギーの子どもに食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。
- ◆除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- ◆食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーの子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に**2重、3重**のチェック体制をとる。

[参考資料] 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

職員間で周知しておく事項

- ①アレルギー疾患生活管理指導表の提出(1年に1回以上)
- ②「**保育所におけるアレルギー対応ガイドライン**」を参考に、**食物アレルギー症状別チェックシート**や**緊急時個別対応表**を作成し、職員で共有しておくこと。
- ③定期的に保護者との面談を行う。

2 安全対策

(3) けが・事故防止の対策

- ◆保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- ◆事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
- ◆保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険個所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

「関係法令」 「保育所保育指針」 第3章

- ◆園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。
- ◆ヒヤリハット・事故簿に記入し、職員間で共有し、再発防止策を講じる



「参考資料」 「保育所等における園外活動時の留意事項について」

3 児童虐待防止について

(1) 早期発見、早期対応の対策

虐待対応においては早期発見、早期対応が重要であるため、職員一人ひとりの気づきを子ども家庭支援センター等へ確実に連絡していくこと。

◆園内で役割を決め、早期発見と早期対応のための連絡体制

(区役所、すこやか福祉センター、嘱託医、児童相談所等)の構築、早期発見・通告までの手順を作成して、職員と共通理解を深めること。

- ・日々子どもとの関わりや、着替え時の観察等で、子どもの心身の変化に気をつける
- ・保護者とのコミュニケーションをとり、子育ての悩み等を受け止める

(2) 子どもの安全確保・保護者対応や関係機関との連携

◆虐待の疑いのある児童が在籍している場合(心配な児童や家庭)、

気づきや園における対応、関係機関との連携状況等について、時系列に記録に残すこと。



1 保育所保育に関する基本原則

観点	基本的な考え方
保育所保育に関する基本原則	<p>子どもの最善の利益を考慮し、福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">* 保育所保育指針に基づいた、適切な保育が行われているか。* 適切な保育内容、保育基準になっているか<ul style="list-style-type: none">・ 子どもの発達を理解し個人差や心身の状態に応じた対応・ 子どもが主体的に選択し安心して園生活ができる工夫・ 子どもに肯定感や充実感が育まれる保育対応* 子ども一人一人の人格を尊重した保育<ul style="list-style-type: none">・ 暴力的な言葉を使用しない（名前の呼び捨て・暴言）・ 体罰を行わない・ 無視をしない（ネグレクト）・ 差別的な待遇をしない（「〇〇ちゃんは、連れて行きません」）・ わいせつな行為をしない・ 強制をしない（食事を無理に食べさせない、眠れない子どもや早く目覚めた子どもを長時間布団で待たせない）・ 子どもの自由を奪うようなことをしない（乳児をラックのベルト等で縛り付けない等）・ 着替えやおむつ交換の際の配慮をする・ トイレの仕切りをする（他者からの視線を遮る工夫、全裸にしない）



2 養護・教育に関する基本的事項

観点	基本的な考え方
養護・教育の内容は適切か	<p>*保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p> <p>*保育所における「教育」は、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。</p> <p><乳児(3つの視点)></p> <ul style="list-style-type: none">①健やかに伸び伸びと育つ②身近な人と気持ちが通じ合う③身近なものに関わり感性が育つ <p><満1歳から(5領域)></p> <ul style="list-style-type: none">①健康 ②人間関係 ③環境 ④言葉 ⑤表現 <p><幼児教育を行う施設として共有すべき事項></p> <ul style="list-style-type: none">・育みたい資質・能力・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

[関係法令] 「保育所保育指針」第1章



POINT

◆保育における養護とは、保育士等による細やかな配慮の下での援助や関わりの全てを示すものであり、子どもと受容的・応答的に関わることで安心感や信頼感を得られるようにしていくこと。


3 全体的な計画の作成

観点	基本的な考え方
全体的な計画を作成しているか	<p>＊全体的な計画</p> <p>各保育所の「保育の方針」「目標」に基づいた、子どもの発達過程を踏まえ、保育の「ねらい」「内容」（養護と教育）が展開されるよう作成されていること。</p> <p>全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるように作成すること。</p> <p>〈保育の実施・運営に関わる基本事項〉</p> <ul style="list-style-type: none">・保育の基本原則(理念・目標・方法・社会的責任)・発達過程に応じた保育の実践(養護と教育)・保育内容等の評価(保育士等及び保育所の自己評価)・衛生管理と安全管理・災害への備え・保育所の特性をいかした子育て支援(保護者・地域)・職員の資質向上 (職員の自己研鑽を支える組織の体制とマネジメント)

POINT

- ◆各保育施設の実情に応じて、創意工夫して作成する。形式は問わないが、全体像を包括的に示すものとして、保育所の理念・目標・方針・社会的責任（人権尊重・説明責任・情報保護・苦情解決・特色ある保育・食育・衛生・保健等）が記載されるとよい。

4-1 指導計画の作成

観点	基本的な考え方
<p data-bbox="65 263 552 361">長期的な指導計画が作成されているか</p> <ul data-bbox="65 448 552 546" style="list-style-type: none">• 年間指導計画、期ごとの計画、月案等の作成	<p data-bbox="575 263 958 302">*長期的な指導計画</p> <p data-bbox="614 317 1870 414">全体的な計画に基づき、具体的な保育が展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した計画であること。</p> <ul data-bbox="575 463 1827 618" style="list-style-type: none">• ねらい、配慮、保育内容(養護と教育)、保育内容に対する配慮、評価反省を記載し、全体的な計画と関連した内容を含む項目を整えるとよい。
<p data-bbox="65 685 552 783">短期的な指導計画が作成されているか</p> <ul data-bbox="65 863 552 902" style="list-style-type: none">• 週案、日案等の作成	<p data-bbox="575 685 958 725">*短期的な指導計画</p> <p data-bbox="614 739 1870 837">長期的な指導計画に関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した計画を作成すること。</p> <ul data-bbox="575 885 1609 924" style="list-style-type: none">• 全体的な計画、長期的な指導計画との関連性があるか。
<p data-bbox="65 1023 552 1169">3歳未満児について、個別の指導計画を作成しているか</p>	<p data-bbox="575 1023 958 1062">*個別の指導計画</p> <ul data-bbox="575 1110 1841 1193" style="list-style-type: none">• 3歳未満児(0、1、2歳)については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別の計画を作成すること。 

4-2 指導計画の作成

POINT

- ◆指導計画に長時間の保育を位置づけること。
- ◆0歳児～各クラス週案を作成すること。
- ◆0歳児の指導計画は3つの視点で立案すること。
- ◆月案には養護と教育の内容を立案すること。
- ◆月案及び週案のねらいに対する配慮を記載すること。
- ◆食育計画及び保健計画に評価・反省の項目を記載すること。
- ◆指導計画は、全体的な計画に基づき立案すること。
- ◆指導計画の自己評価の項目には、立案したねらいや保育内容の振り返りを記録すること。
- ◆0歳児クラスの指導計画は、クラスとして期ごとの計画を立案し、保育実践にいかすこと。
- ◆個別的な指導計画(月案)は、子どもの発達過程や状況にあった内容が盛り込まれていること。
- ◆年間指導計画に、期ごとのねらいを立案する。
- ◆3.4.5歳児の年間指導計画に、養護の項目を記載すること。
- ◆施設長は、指導計画立案時や評価反省の記入後に内容を確認し、押印またはサインをすること。ICT化で確認したことが記録できない場合は、確認表など作成するとよい。



5 保育日誌の作成

観点	基本的な考え方
保育日誌を作成しているか	<p>*保育日誌の作成</p> <ul style="list-style-type: none">・保育日誌は、保育の過程(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録である。・保育の実践を正確に把握し、保育を振り返る資料として、次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。・項目として、月日、曜日、天気、出欠、活動内容、記録者、評価・反省、園長印等があるとよい。
0、1歳児については個人別記録になっているか	<p>*個人別記録</p> <ul style="list-style-type: none">・0、1歳児は生活記録(食事、排泄、睡眠、体温等)と子どもの活動の様子を個人別に記録する。・土曜日の保育状況については、合同日誌等への記載の場合でも、0、1歳児の個人別記録を記入すること。

POINT

- ◆0.1歳児は、クラス日誌の他に個人別記録を作成すること。生活記録には、食事、排泄、睡眠、体温の項目があるとよい。個人別記録と別に作成してもよい。
- ◆クラス日誌の記載項目
日付、曜日、天気、児童の出欠状況(総数)、記録者、保育のねらい、配慮、主な活動の様子、園長確認サインまたは押印等、保育の振り返りの項目を整えること。
- ◆連絡帳の複写を個人別記録とする場合には、子どもの成長発達、情緒面等、記録すべき事項を複写の余白や裏面等に補記すること。
- ◆土曜保育日誌に、0.1歳児の個人別記録を記録すること。

6 保育内容等の評価

観点	基本的な考え方
保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか	* 保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や改善を図る。
保育所の自己評価を行っているか	* 保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない。 * 公表方法の具体例 ・ 園だよりなどの定期的な通信への掲載 ・ ホームページや地域の広報誌への掲載 （行事や保護者会のアンケート等の結果を保護者に公表していくとよい）
評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか	* 保育所は評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育内容等の改善を図ること。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及び改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

7 保育時間、開所時間及び開所日数

観点	基本的な考え方
<p>保育時間、開所時間 及び開所日数</p> <p>・開所・閉所時間、開所日 数が 適切に設けられているか</p>	<p>* 11時間の開所時間を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・保育所は保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせ、保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することはできない。
<p>休所(一部休所、家庭保 育依頼)をしていないか</p>	<p>* 休所(一部休所を含む)について</p> <ul style="list-style-type: none">・夏季、土曜保育依頼、卒園式や遠足に参加しない児童に対して、家庭保育を依頼することは認められていない。・運動会、発表会等、午前のみで終了する行事の開催日において、午後の休所や家庭保育依頼は認められていない。・個人面談後は一緒に帰園してもらおう等、家庭保育依頼して、利用しにくい状況にならないようにする。

POINT

- ◆11時間開所を基本とするが、子どものいない時間に保育士配置を求めないこととしている。
ただし、少なくとも開所時間内は保護者や自治体からの連絡が円滑にとれるようにすること。

[関係法令]

「児童福祉法」39条、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第44条、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第17条、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」1-2(2)第1-1【保育所】(1)、
「中野区保育所事業扶助要綱」

8-1 保育士の配置

観点	基本的な考え方
保育士が適正に配置されているか	<p>* 基準に基づいた保育士の適正配置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 児童が1名しかいない場合でも、常勤保育士1名を含む2名以上の保育士を、常時配置すること。・ 常勤の保育士が各組・各グループに1名以上(乳児を含む組やグループに関わる必要保育士数が2名以上の場合は2人以上)配置すること。

「東京都児童福祉施設の設置及び運営の基準に関する条例 43条第2項」に規定する規則で定める基準は、

- ・ 乳児おおむね3人につき1人以上
- ・ 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上
- ・ 満3歳以上4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、
- ・ 満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上

を保育士の員数とすることとする。

ただし、保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

中野区の配置基準は、

1歳児は5人につき1人以上の保育士配置とする。

3歳児は15人に1人以上の保育士を配置した場合は加算対象になる。



8-2 保育士の配置

POINT

- ◆開所時間中は早番、遅番及び延長保育の時間帯においても、緊急時の保育に対応するため、常時保育士2人以上を配置し、配置基準を下回ってはならない。
- ◆施設長は、保育士の勤務体制や勤務実績の誤りや記載漏れがないか確認し、保育士を適正に配置すること。
- ◆職員が適正に配置されていることがわかるように、職員の実際の勤務時間、子どもの登降園の時間等を記録しておくこと。

[関係法令]

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第43条

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第16条

「保育所設置認可等事務取扱要綱」第2-4(1)

「保育所分園の設置運営について」厚生労働省

「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」厚生労働省



9 整備すべき帳簿

観点	基本的な考え方
児童出欠簿を作成しているか	<p>* 児童出欠簿が作成され、記録漏れがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 全児童について毎日、出欠の表示を漏れなく記録し、欠席の理由(虐待の早期発見も含め)についても記録すること。
児童票を作成しているか	<p>* 児童票を作成し、発達チェック及び保育経過を記録すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 児童票には、個々の児童の状況を把握するものとして、保育上必要最低限の家庭状況等の参考記録が必要である。

10 保護者との連携

観点	基本的な考え方
保護者への連絡が不十分ではないか	<p>* 3歳未満児については、連絡帳を備えること。</p>



1 1 食育計画

観点	基本的な考え方
食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成されているか	*食育計画は、全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。

POINT

- ◆食育計画は、行事やクッキングの予定だけでなく、日々の食事を提供するにあたり、楽しく食事ができるように、子どもの年齢発達に合わせた計画を作成すること。
- ◆定期的に評価、振り返りを記録に残し、保育実践に活かすこと。



1 2 - 1 食事計画

観点	基本的な考え方
給与栄養量の目標を設定しているか	*子どもの性、年齢、発育、発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(給与栄養量)の目標を設定するように努める。

POINT

- ◆離乳食の給与栄養量は、離乳完了期(12か月から18か月頃)より目標を設定すること。
- ◆離乳食、3歳未満児、3歳以上児の献立には、給与栄養量の目標を記載すること。
- ◆記載については、一日の目標値または月の平均値でもよい。

[関係法令]

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第13条

「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」

「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」



1 2 - 2 食事計画（給食会議）

観点	基本的な考え方
給食(献立)会議に施設長が参加しているか	* 給食(献立)会議に、施設長が参加すること。 * 献立の作成等は、施設長が責任者として関与すること。 * 給食(献立)会議の記録を作成し、職員と共有すること。

POINT

- ◆ 献立内容、調理、盛り付け、配膳、喫食等を踏まえ、施設長を含む関係者（栄養士及び調理師・保育士等）が定期的に会議を行い、次月の食事計画に活かしていくこと。
- ◆ 会議内容を記録し職員と共有すること。

[関係法令] 「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」



1 3 延長保育の補食について

延長保育の補食及び夕食の提供について

「延長保育事業の実施について」5留意事項では、延長保育を利用する児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供することとされている。

POINT

- ◆延長保育の補食及び夕食の献立を作成し、内容を保護者に知らせること。
- ◆特別な場合を除き、原則的には、延長保育を利用する児童に補食を提供すること。

[関係法令]

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第13条

「中野区保育所事業扶助要綱」



1 4 給食材料の用意、保管

観点	基本的な考え方
給食材料を適切に用意保管しているか	<ul style="list-style-type: none">*発注書及び納品書に責任者(施設長)が関与すること。・発注書は、発注前に施設長がサインまたは押印する等、施設長の関与が明確にわかるようにする。
発注書及び納品書の管理が適正にされているか	<ul style="list-style-type: none">*給食の規模の大小にかかわらず、発注・払出を伝票などで把握すること。*発注書及び納品書を、適切な期間保管する。
検査用保存食の保存方法又は保存期間は適切であるか	<ul style="list-style-type: none">*検査用保存食の適切な保存・検査用保存食は、原材料及び調理済み食品を50g程度、清潔な容器又はビニール袋に入れ密封し、-20℃以下で2週間以上保存する。なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で保存する。

POINT

- ◆発注書や納品書が手元に残らない場合には、発注・納品の内容が確認できるように記録し保管すること。またレシートや領収書の場合には、購入したものがわかるように補記すること。
- ◆調整した食材を繰り返し使用する際には、実施献立表に明記すること。

15-1 児童の状況に応じた配慮

観点	基本的な考え方
児童の状況に応じた配慮をしているか	<ul style="list-style-type: none">* 子どもの発達や状況に応じた食事を提供する。・ 食材の切り方、味付け等、発達段階に応じた配慮をする。・ 体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の状態等に応じ嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力のもと適切に対応をすること。
乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか	<ul style="list-style-type: none">・ 看護師や栄養士が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図る。
食物アレルギーへの対応を適切に行っているか	<ul style="list-style-type: none">* 食物アレルギーのある子どもへの対応は、誤配や誤食等の発生予防に努める。
食物アレルギーの児童に安全・確実な対処方法が確立されているか	<ul style="list-style-type: none">* 医師の指導、指示のもとに対応を行う。・ 生活管理指導表等の活用* 危機管理体制が構築されていること。・ 配慮や管理が必要なアレルギー児の把握と対応・ 配慮や管理の根拠となる書類の扱い・ 園内体制の整備・ 配慮が不要(除去解除)になる場合の対応・ エピペン及びアレルギー内服薬の管理・保管・ エピペン・内服薬の園外への持ち出し・ 保護者との連携



[参考資料]

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

15-2 児童の状況に応じた配慮

- ・食物アレルギー除去食を提供する児童について、職員間で共有すること。
- ・食物アレルギー除去食を提供する児童について
 - ①医師が記載する生活管理指導表を保護者から提出を受ける。
 - ②保護者にアレルギー疾患生活管理指導表を1年に1回以上更新することを依頼する。

※「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」

POINT

- ◆アレルギー献立は、保護者と保育園が確認したことがわかるように、施設長、栄養士（調理師）、保護者それぞれで押印またはサインをすること。また、その写しを保護者に渡し、原紙は園で保管すること。
- ◆食事の際には、個別テーブルを使用し、職員が側につくこと。
- ◆誤食防止の取組について、誤食の主な発生要因となる人的エラーを防ぐために保育所の職員全員で認識を共有し、対策を行うこと。また、保育所における食育は子どもが成長していくうえで非常に重要であるが、誤食は様々な場面で起こりうることを認識し体制を整えること。

[関係法令]

「保育所保育指針」第3章

「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」



16-1 検便

観点	基本的な考え方
<p>調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に実施しているか</p> <ul style="list-style-type: none">・雇入れの際及び当該業務への配置換えの際にも、検便を実施・検便検査の結果を適切に保管してるか	<ul style="list-style-type: none">* 調理従事者及び調乳担当者については、その雇入れ時及び配置換えの際並びに月1回以上、必ず検便を実施し、検査結果を確認してから調理・調乳業務に従事させる。・検便結果が判明する前に調理・調乳業務に従事することは認められない。* 赤痢・サルモネラ、O-157について検査しているか。* 10月～3月までの間には、月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。

POINT

- ◆雇い入れ時、産休復帰時は、必ず検便結果で陰性を確認した後に業務に従事すること。
- ◆検便提出日、結果報告日はできるだけ同一月内にすると把握しやすい。

POINT

- ◆施設長は、調理従事者及び調乳担当者に月1回以上の検便を実施し、その結果を確認してから業務に従事させること。
- ◆雇い入れ時、産休復帰時は、必ず検便結果で陰性を確認した後に業務に従事すること。
- ◆検便結果がない月が生じないために、検便提出日、結果報告日はできるだけ同一个月内にすると把握しやすい。
- ◆検便結果は適切に保管すること。
- ◆系列園又は委託業者から応援に来る調理従事者についても、検便の結果を施設長が確認し、その記録を園で保管しておくこと。

[関係法令]

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第14条

「保育所設置認可等事務取扱要綱」第2-7(3)東京都

「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」

「社会福祉施設における衛生管理について」

「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」

「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」

「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」

「労働安全衛生規則」第47条



1 7 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検

観点	基本的な考え方
調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか	<ul style="list-style-type: none">* 調理従事者及び調乳担当者は、日々業務に従事する前に健康チェックを行う。• 調理従事者及び調乳担当者は、自身の健康状態(下痢、嘔吐、発熱等感染症が疑われる症状がないか、手指に傷や化膿創等がないか)について、日々業務に従事する前にチェックし、記録する必要がある。• 健康チェックは個人別に記録する。
調理室、食材等の衛生管理は適切か	<ul style="list-style-type: none">* 調理室の衛生管理について、毎日自主点検を行い、衛生管理点検表等を用いて記録する。* 調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。

[参考資料] 「大量調理施設衛生管理マニュアル」

POINT

◆施設長は、従事前の健康チェック及び調理室の衛生点検を行い、その結果を記録させること。

[関係法令]

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第12条、「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」、「社会福祉施設における衛生管理について」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」別紙「調理施設の点検表」「従事者等の衛生管理点検表」

18 食中毒事故対策

観点	基本的な考え方
食中毒事故の発生予防を行っているか	*新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に、調理、盛りつけ時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分に行う、盛り付けは手で行わない等)には十分留意すること。
食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか	*食中毒事故の発生及び疑いが生じた場合には、医師の診察を受けるとともに保健所に連絡し、指示を仰ぐ等の措置を講じ、事故の拡大を最小限にとどめるよう徹底すること。
検査用保存食を適切に保存しているか	*検査用保存食は原材料及び調理済み食品を食品ごとに 50g 程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、 -20℃ 以下で 2週間 保存すること。 原材料は、特に洗浄、殺菌を行わず、購入した状態で保存すること。



19 検食

観点	基本的な考え方
検食を適切に行っているか	* 検食を食事提供前に行い、異味、異臭、その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じること。
検食の記録を作成しているか	* 検食した結果を記録すること。 日時、検食者、検食結果、異味、異臭、異物混入、施設長の確認(押印又はサイン)

POINT

◆ 保育園で提供するおやつ、食事(離乳食を含む)、延長保育の補食及び夕食について検食が必要であり、その結果を記録することが必要である。

[関係法令] 「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」



20 給食供給者の届出等

観点	基本的な考え方
給食供給者の届出がされているか	* 給食供給者(同一の施設等で週1回以上継続的に1回20食以上の食事を提供する者)は、所管の保健所に届出する。
食品衛生責任者の氏名が掲示されているか	* 食品衛生責任者の氏名は、調理場の見やすい場所に掲示する。食品衛生責任者が変更になった場合は、速やかに新しい氏名を掲示する。
特定給食施設の栄養管理報告を行っているか	* 特定給食施設(1回100食以上または、1日250食以上の給食を提供する施設)については、保健所に対し栄養管理報告を年2回(5月・11月)行う。

POINT

- ◆食品衛生責任者は、各施設毎に任命し、掲示すること。
- ◆食品衛生責任者は、栄養士・調理師及び食品衛生責任者のための講習会の受講修了者であること。



2 1 - 1 調理業務委託

観点	基本的な考え方
調理業務を委託している場合に、適切に行っているか	*施設と受託業者との業務分担及び経費負担等、必要な事項が記載されていることを確認したうえで、契約書を取り交わすこと。

POINT

- ◆施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により食事の質が確保されるようにする。
- ◆施設は、児童の状況に合わせた(年齢、発達、体調不良、食物アレルギー、障がい等)食事が提供できるよう、委託業者と連携し、適切な対応をしていくことが必要である。
- ◆委託契約書の内容には、通知で定められた8項目を明記すること。



委託契約書に明記するべき 8 項目の内容

- ① 委託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。
- ② 委託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても、保育所側において契約を解除できること。
- ③ 受託者側の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保障に関すること。
- ④ 受託者側の責任で法定伝染病または食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。
- ⑤ 保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。
- ⑥ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について担当の経験を有するものであること。
- ⑦ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育または訓練を実施するものであること。
- ⑧ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。

2 2 保健計画

観点	基本的な考え方
保健計画を作成しているか	*子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づき作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていく。

POINT

- ◆保健計画に基づき実践したことを記録し、定期的に評価反省を行い、今後の計画にいかすこと。
- ◆施設長は、保健計画立案時や評価反省の記入後に内容を確認し、押印またはサインすること。ICT化で確認したことが記録できない場合は、確認表などを作成するとよい。



23-1 児童健康診断

観点	基本的な考え方
<p>健康診断を適切に行っているか</p> <ul style="list-style-type: none">健康診断の実施時期実施方法が適切であるか	<p>* 入所した児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>* 健康診断を欠席した児童に対しても、健康診断を実施する。</p>
<p>健康診断の記録を作成しているか</p> <p>保護者と健康診断結果について連絡をとっているか</p>	<p>* 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し活用するとともに保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしていく。</p>

POINT

- ◆健康診断を欠席した児童についても、健康診断を行い未受診にならないようにすること。
- ◆健康診断受診後は、健康診断記録に、健康診断日、健康診断結果、園医の押印またはサイン等を記録し、記入漏れがないかを確認すること。
- ◆保護者に健康診断結果を連絡する際には、口頭だけではなく健康カードや健康診断結果表等を使用し知らせること。

[関係法令]

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」 第14条、46条

「学校保健安全法」第11条、13条、17条

「学校保健安全法施行令」

「学校保健安全法施行規則」

「保育所保育指針」第3章

2 4 健康状態の把握

観点	基本的な考え方
0歳児の健康診断を適切に行っているか	*健康管理の徹底を図るため嘱託医の積極的な協力を求め少なくとも月1回以上の健康診断を行うこと。
身長・体重等の測定を行っているか	*身長・体重の測定を定期的に行う。 ・月1回、測定日を決めて計測する等

POINT

- ◆0歳児健康診断についても、健康診断日、健康診断結果に園医の押印又はサイン等の記入漏れがないようにすること。
- ◆身長・体重を測定する日に欠席した場合は、後日、登園してきた時に測定をすること。

[関係法令]

「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第46条

「中野区保育所事業扶助要綱」

「保育所保育指針」第3章

25 虐待等への対応

観点	基本的な考え方
<p>児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態を観察しているか</p> <p>虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか</p>	<ul style="list-style-type: none">*子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関(嘱託医、子ども家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、民生委員、児童委員、保健所等)と連携し、適切な対応を図ること。*虐待対応においては、早期発見、早期対応が重要であるため、職員の一人ひとりの気づきを子ども家庭支援センターに確実に連絡していく。*自園の虐待防止マニュアル、虐待発見から通告までの手順、チェックリスト等作成するとよい。

POINT

◆虐待の疑いのある児童が在籍している場合(心配な児童や家庭)、保育士の気づきや園における対応、関係機関との連携状況等について、中野区「児童虐待防止マニュアル」の「虐待通告の手順 虐待に気づくためのチェックリスト」等を活用し、時系列に記録に残すこと。

[関係法令]

「児童虐待の防止等に関する法律」第5条、第6条、「児童福祉法」第25条、「保育所保育指針」第3章、第4章

26 疾病等への対応

観点	基本的な考え方
体調不良等への対応を適切に行っているか	<ul style="list-style-type: none">* 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡する。* 嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。* 看護師等が配置されている場合にはその専門性を活かした対応を図る。

POINT

- ◆ アレルギーや熱性けいれん等、特別な対応が必要な児童について、緊急時の対応や役割分担など全職員で共有すること。

27 感染症への対応

観点	基本的な考え方
<p>感染症の予防対策を講じているか</p> <p>感染症発生時にまん延防止対策を講じているか</p> <p>感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所へ報告しているか</p>	<p>*感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。</p> <p>また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。</p> <p>看護師等が配置されている場合には、その専門性を活かした対応を図ること。</p>

POINT

- ◆感染症のまん延につながるおそれがあるので、児童及び職員がタオルを共同で使用しないこと。
- ◆個別タオルは重ならないようにし、歯ブラシ、コップ(うがい用)については衛生管理に努めること。

28-1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

観点	基本的な考え方
<p data-bbox="48 429 531 691">乳幼児突然死症候群 (SIDS)の予防及び 睡眠中の事故防止策 を講じているか</p> <p data-bbox="48 786 473 902">睡眠チェック表を 作成しているか</p>	<p data-bbox="589 429 1874 728">* 乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。</p> <p data-bbox="589 822 1864 1011">* SIDS予防の観点から、医学上の理由を除き、うつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の状態をきめ細かく観察する等、基本事項を遵守すること。</p>

28-2 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

POINT

- ◆睡眠チェックは担当者を明確にし、確認した職員の名前を記録すること。
0歳児は5分、1、2歳児は10分毎に、子ども一人一人を確認し記録する。
- ◆うつぶせ寝や横向きは、仰向け寝に直したことがわかる記録を付けること。
- ◆機器の使用の有無に関わらず、必ず職員がそばにつく。
特に医師から横向きやうつぶせ寝を指示されている子どもや体調不良の子どもについては、異常の有無が確認できる位置につくこと。
- ◆子どもの様子や健康状態、睡眠時の癖など、把握しておく。
特に預かり始めの時や体調不良等の時には、子どもの状態に合わせて睡眠チェックの間隔を短くし、細やかに観察していくこと。
- ◆睡眠時の顔色や表情が観察できる明るさを確保する。室内が暗い場合は、カーテンやブラインドを開ける、電気をつける等工夫していくとよい。
- ◆死角にならないよう、保育士は子ども全員の様子が見える位置で見守るようにすること。

[関係法令]

「保育所保育指針」第2章、第3章

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第1-1〔共通事項〕(2)

「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の実施について」

29-1 児童の安全確保

観点	基本的な考え方
児童の事故防止に配慮しているか	<p>* 事故防止のために、子どもの心身の状態を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下、安全指導を行うこと。</p> <p>* 事故防止の取り組みを行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、室内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p>
事故発生時、適切に対応しているか	<p>* 傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。</p>
事故報告は速やかに行われているか	<p>* 児童に事故があったときは、区長に対し「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」第32条に基づき速やかに報告するとともに必要措置を講じなければならない。</p> <p>また、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、中野区から東京都に報告し、東京都から国へ報告をすることになっている。（内閣府・厚生労働省・東京都「特定教育・保育施設における事故の報告書について」）</p>

29-2 児童の安全確保

事故報告について

中野区	東京都	国(厚生労働省)
<p>1、10名以上感染症が発生した場合</p> <p>2、迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合</p> <p>3、重大事故につながるおそれがある事故(迷子、置き去り、連れ去り見失い等)が発生した場合</p> <p>[関係法令] 「中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第32条」</p>	<p>1、感染症もしくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき</p> <p>2、迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合</p> <p>3、その他、児童の生命又は身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合には、区市町村の主管部署に対し、事案の概要及び発生状況、対応等を迅速に報告する</p> <p>4、1から3に係る事案が発生した場合には、再発防止等に役立てるため、経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策等を講じるとともに、その内容を区市町村の主管部署に報告すること。</p> <p>[関係法令] 「特定教育・保育施設等における事故発生時の対応について」</p>	<p>1、死亡事故</p> <p>2、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器をつけるICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること)</p> <p>[関係法令] 「特定教育・保育施設等における事故の報告について」</p>

POINT

- ◆見失いの重大事故が発生した場合は、区に速やかに報告すること。
- ◆保護者への連絡は、早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明をすること。また保護者の受け止めの様子についても記録すること。
- ◆事故簿、けが簿、ヒヤリハット簿には必要な事項を細やかに記録し、事故発生原因やその対策については、保育の観点から分析し、園全体で確認し再発防止に努めること。
- ◆けがに至ったものは、受診を要しない場合もヒヤリハット簿ではなくけが簿に記録すること。

[関係法令]

「中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第32条

「保育所保育指針」第3章

「児童福祉施設における事故防止について」

「児童福祉施設等における児童の安全確保について」

「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第1-1 [保育所] (5)(6)

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

「特定教育・保育施設における事故発生時等の対応について」

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」

「保育所における事故防止について」

29-4 児童の安全確保

園外保育(散歩)については、事前に散歩経路や目的地を確認し、園全体で危険箇所の把握、緊急時の対応等についても確認すること。

POINT

- ◆遊具の使用対象年齢は、その年齢であれば安全に楽しく遊べる目安として設定されているので、子どもの年齢発達に合わせた目的地を選んで出かけるとよい。
- ◆園外保育(散歩)時についても、子どもや職員の安全を守れるように、緊急時への対応や手順等について、園全体で確認すること。
- ◆散歩に出かける際には、出発時間、到着予定時間、帰園予定時間、実際の帰園時間、人数等を記録するようにし、帰ってきたことの確認を確実にすること。

[関係法令]

「子供を交通事故から守るための緊急的な取組みへの協力依頼について」警視庁

[参考資料]

「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」厚生労働省

ご清聴ありがとうございました

次の開始までお待ちください

認可・指導検査係